

## 現行法下でアーカイブ化を行うことの法的限界

岡本祐司・藤田卓仙

### 1 アーカイブ構成資料

令和元年7月25日付「地下鉄サリン事件の救護・医療等情報の保存に関する決議」（オウム真理教対策議員連盟）によれば、この度のアーカイブ化の対象たる情報は「地下鉄サリン事件の被害者の救護・医療等に係る情報」、「地下鉄サリン事件に係る被害、被害者の状況、関係者がどのように対応したか等の情報」であり、これら情報が化体された物件（以下「アーカイブ構成資料」という。）として例示されているのは、「搬送記録、自衛隊・警察や消防・医療関係者等の現場での活動記録、地下鉄内における関係者の活動記録など」、「カルテ、司法解剖記録、搬送記録等」である。

詳細には、

- ・地下鉄事業者（具体的には帝都高速度交通営団（現東京メトロ））
- ・消防（搬送記録）
- ・医療機関（カルテ等）
- ・警察
- ・検察
- ・裁判所
- ・被害者本人、家族、被害者団体
- ・メディア等（NHK、新聞各社、通信社、テレビ局、ラジオ局等）
- ・著述家
- ・研究者、研究団体（後の健康調査）
- ・出版社
- ・地方公共団体

が保有する資料が想定される。

保有する主体によって、医師法・医療法等の医事法上の保存ルール、行政機関における公文書管理法に基づいた保存・移管のルール等があり、一方でアーカイブ構成資料を収集・利用するためには、個人情報保護法制、著作権法上の要件等を満たさなければならない。警察・検察や裁判所の資料の扱い等、詳細にはさらなる検討を要するが、以下本検討では、現行法上保存義務があるのか、顕名での収集ができるのかに関して中心に述べる。

### 2 時間の経過による破棄、散逸のリスク—保存義務の必要性

アーカイブ構成資料のうちの重要な一類型として、被害者が医療機関で診療を受けた際に作成された医療記録——例えば、診療録、看護記録、救急搬送記録（医療機関作成分）、手術記録、諸検査記録、検査画像、診断書、剖検録——がある。

こうした医療記録の保存に関しては、現行法上、例えば、診療録については5年（医師法24条2項、保険医療機関及び保険医療養担当規則9条）、「療養の給付の担当に関する帳簿、書類その他の記録」については3年（保険医療機関及び保険医療養担当規則9条）、「診療に関する諸記録」（病院日誌、各科診療日誌、処方箋、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、入院患者及び外来患者の数を明らかにする帳簿並びに入院診療計画書）については2年（医療法施行規則20条10号、21条の5第2号、22条の3第2号、22条の7第2号）などと保存期間が定められている（期間の起算日は最終診療日と解される。）。

翻せば、これら保存期間を経過したものは保存が義務付けられない。地下鉄サリン事件は発生（平成7年（1995年）3月20日）から既に26年を経た。特別の配慮により、同期間経過後も長期間にわたって保存されている実情があるかもしれないが、医療機関の閉鎖、経営主体の変更等もあり得、配慮がいつ失われるとも限らない。これ以上、任意の保存に委ね続けるのは適切でない。

次に、行政機関の資料保存に関しては、公文書管理法で歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用のルールが定められている。歴史公文書等に関しては保存期間満了後、国立公文書館等への移管の措置をとること（公文書管理法5条5項）とされており、また、内閣総理大臣が特に保存の必要があると認める場合には歴史公文書等以外の行政文書ファイル等に関しても破棄しないよう求めることができ（公文書管理法8条4項）、行政機関外の国の機関の保有する歴史公文書等の適切な保存に関しても移管等の必要な措置を講ずるものとされている（公文書管理法14条）。また、個人や法人から寄贈・寄託された文書も含めて、国立公文書館等において、特定歴史公文書等として永久に保存されることとなっている（公文書管理法15条1項）。

ただし、歴史公文書等に該当するかに関しては、レコードスケジュールにおいて評価選別がなされ、廃棄に際しては内閣府の事前同意を要するものの、その解釈には幅があり、サリン事件に関する文書であっても文書にサリン事件と明記されていない等の事情によって破棄されるおそれが存在する。

そこで、アーカイブ構成資料がこれ以上、破棄等されないよう、保存を義務付ける必要があるが、現行法では十分ではないため、立法によって保存を義務付けるべきであろう。

### 3 アーカイブ構築段階における顕名性に関して

アーカイブを供覧（公開・データ提供）する際に特定の被害者を識別できないようにすることは重要であろうが、少なくとも、アーカイブを構築する際には、特定の被害者について、遭難、搬送、受診、転帰という一連の経過を把握できること（資料が相互に紐づけされていること）が重要である。そうでなければ、アーカイブとしての価値は大きく減殺されてしまう。公文書管理法上の特定歴史公文書等においても、個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を取ることとはされている（公文書管理法第15条3項）が、移管・保存に際しての匿名化は求められていない。

個人情報保護法においては、本人の同意がある場合の他、法令に基づく取得・利用・第三者提供（個人情報保護法16条3項1号、17条2項1号、23条1項1号）や公衆衛生の向上のために特に必要であって同意取得が困難な場合の取得等（個人情報保護法16条3項3号、17条2項3号、23条1項3号）が認められており、あるいは学術研究目的での利用は許容されている（個人情報保護法76条）。実際、がん登録法等においては、本人の同意によらずとも個人情報の収集・利用がなされている。

これらに鑑みて、立法によって顕名での収集を義務付けることに関しては、適切な安全管理措置をとっているのであれば、プライバシー上のリスクも必ずしも大きくはなく、個人情報保護法上の問題は、その情報収集・保存の必要性に比して小さいものとする。

#### 4 今後の検討事項

以上のように、少なくともアーカイブ構成資料の顕名での収集・保存のための法的な手当が求められるところである。一方で、収集した資料の公開や第三者提供を含めた利用に際しては、匿名化を行う等によって必要最小限での利用にとどまるような配慮をすべきであり、上記立法化に際しては、これら利用の局面も含めて規定が求められる。

特に、公開・利用に際しては、著作権法上の要件への配慮が必要である（例えば、公表権に関して、特定歴史公文書としての扱いの一部については著作権法18条3項で手当がなされている。）。また、資料の収集の根拠・主体によっては、上記以外の法律（刑事確定記録に関する刑事確定訴訟記録法の規定等）の観点への配慮も求められる。

以上